

奈良市中小商業者等にぎわい創出事業補助金交付要領

(目的及び趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行して本格的にアフターコロナが到来したことに伴い、新たなにぎわいの創出と市内事業者の売上拡大を目的として、市内団体等が連携し、社会課題の解消等新たな視点から奈良の新定番化を目指して行うイベント事業等に対し、予算の範囲内で奈良市中小商業者等にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付のために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に事業所を有する事業者が半数以上を占め、5事業者以上により構成される団体又はこれに準ずると認められること。

(2) すべての事業者が、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。役員若しくは事業所の代表者が暴力団等でないこと、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有していないこと。

(3) すべての事業者が、風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可または届出を要する事業を営んでいないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新規性のあるイベントとし、おおよそ3年以上継続して行う計画を有しているもの（一過性のものは対象外）

(2) 奈良市内で実施し、市民や観光客等広く集客等を募るもの

(3) 参加する事業者数を15事業者以上とし、連携することにより更なる事業効果を見込んでいるもの

(4) 地域住民と連携し、地域との調和を図り実施するもの

(5) 補助金交付決定日以降に実施し、当該年度3月20日までに完了するもの

(6) 必要な許認可等を取得し関係法令を遵守し実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 事業に係る全ての業務を補助対象者以外に委託するもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第3条に規定する事業の遂行に直接必要となる、補助金交付決定日以降、当該年度3月20日までに支出された経費とする。ただし、次に該当する場合は対象経費から除く。

- (1) 各種会議の食事代等の経費
- (2) 交際費
- (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- (4) 汎用性が高く、補助対象事業以外の目的での使用が可能な備品の購入費
- (5) 補助金申請書類作成のための費用
- (6) 人件費（イベント事業当日のアルバイト賃金を除く）
- (7) 消費税及び地方消費税

また、補助対象事業について国又は県等からこの要領と同一の趣旨の補助金等を受けるとする場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金等の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、50万円を上限とする。

- 2 前項の規定による補助金等の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助対象者が補助金等の交付を受けられる回数、1会計年度につき1回限りとする。

(補助対象事業の公募)

第6条 支援を公平に実施するため、補助対象者が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、募集要項に定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 申請団体の定款、規約又はこれに類する組織、運営方法について定めるもの

- (4) 申請団体の会員名簿及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定)

第7条 前条の規定による補助金の交付申請があったときは、募集要項に定める方法により、その内容を審査し、補助対象事業を決定する。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業を完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 支払いを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了前の交付)

第9条 規則第17条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助事業等に係る収支状況報告書及び資金計画書を添えて、補助金等交付請求書を提出しなければならない。

(補助対象者の会計処理)

第10条 補助対象者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、取得価格の単価、又は、効用の増加価格が50万円以上の取得財産等のうち、補助金を充当するものについて、取得財産等管理台帳を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、財産処分制限期間が経過する前に、取得財産等について、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

（その他）

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の規定により、当該補助金に係る支出負担行為の決定を専決処理することができる者が定める。

附 則

（施行期日等）

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。